

T-WATCH に関する特約

2024 年 10 月 1 日改定

第 1 条（用語の定義）

- 1 本特約で使用する用語の定義は、本特約の各条項で定めるほか、次に掲げるとおりとします。
 - (1) 本特約
この「T-WATCH に関する特約」をいいます。
 - (2) 利用約款
「TSR 企業情報利用約款」又は「tsr-van2 利用約款」のうち、利用契約の内容とすることに当社と利用者が合意したものをいいます。
 - (3) T-WATCH
次に掲げるサービスで構成されるサービスをいいます。
 - ① TSR REPORT を定期的に提供するサービス
 - ② 企業概要情報及びリスクスコアを提供するサービス
 - ③ T-WATCH メールを提供するサービス
 - (4) T-WATCH データ
T-WATCH により提供される TSR REPORT、企業概要情報、リスクスコア及び T-WATCH メールの内容をいいます。
- 2 本特約で使用する用語のうち本特約に定義がないものについては、利用約款での定義と同一の意味を有するものとします。

第 2 条（適用範囲）

- 1 本特約は、T-WATCH の提供に関して、必要となる事項を定めるものです。
- 2 本特約は、利用約款に対する特約です。T-WATCH の提供に関して本特約に規定がない事項は、利用約款の規定が適用されます。
- 3 本特約と利用約款の規定が矛盾抵触する場合は、本特約の規定を優先して適用するものとします。

第 3 条（特約の変更）

- 1 当社は、本特約を変更することができるものとします。本特約を変更する場合は、本特約を変更する旨、変更後の特約の内容及び変更後の特約の効力発生時期を当社のウェブサイト利用者が知り得る状態に置くか又は利用者に通知します。
- 2 前項の規定により本特約を変更した場合は、利用契約の成立時期にかかわらず（変更後の特約の効力発生時期の前に成立した利用契約を含みます）、最新版の特約を適用するものとします。
- 3 利用者が変更後の特約の効力発生時期以降に提供を受けた T-WATCH データを利用した場合、当社は、利用者が変更後の特約に同意したものとみなすことができるものとします。

第4条（特約の付加）

本特約の付加は、次に掲げる場合に行うことができるものとします。

- (1) 本特約を利用約款の内容に付加する利用契約の申込みをする場合
- (2) 当社と tsr-van2 の利用者との間で、途中から本特約を利用約款の内容に付加する利用契約の変更に合意した場合。なお、利用契約に本特約が付加されない tsr-van2 利用約款の適用される利用者が T-WATCH の申込みをした場合において、当社が T-WATCH の提供を開始したときは、tsr-van2 に係る利用契約の変更が合意されたものとします。

第5条（T-WATCH の提供期間）

T-WATCH の提供期間は、T-WATCH の提供開始日から起算して1年間とします。ただし、提供期間満了日の2か月前までに利用者が当社に対し、当社所定の書面をもって T-WATCH の提供を受けることを終了する旨を通知しない場合には、T-WATCH の提供期間は自動的に1年間延長されるものとし、その後の提供期間満了時においても同様とします。

第6条（T-WATCH の内容）

- 1 T-WATCH の詳細は、当社が別に定めます。なお、T-WATCH の詳細が記載又は記録された書面又は電磁的記録は、当社のウェブサイトを利用者（T-WATCH を利用しようとする者を含みます。以下、本項において同じ）が知り得る状況に置き又は利用者から請求があった場合に遅滞なく交付若しくは提供（ただし、既に交付若しくは提供済みであるときは除きます）します。
- 2 T-WATCH データの利用条件は、本特約で定める事項のほか、「TSR 企業情報利用約款」又は「tsr-van2 利用約款」の本データに関する規定が適用されます。

第7条（T-WATCH メール の提供 ・ 利用条件）

- 1 T-WATCH メールは、当社が提供可能な範囲で利用者に対して送信するものであり、何ら中断なくサービスが提供できること、また、その完全性、最新性、適時性などのサービスレベル等に関して、当社が利用者に対し、いかなる保証もするものではありません。
- 2 利用者は、T-WATCH メール の提供を受けて利用するために必要となる次に掲げる事項を、自己の責任と負担により行うものとします。
 - (1) ハードウェア、ソフトウェア、ネットワークその他一切の設備機器等の用意
 - (2) コンピュータセキュリティ対策（コンピュータウィルス対策及び不正アクセス対策を含みますが、これらに限りません）
 - (3) ソフトウェアのインストール作業及び設定作業その他これらに類する一切の作業
 - (4) 通信費、プロバイダ費用等の負担
- 3 利用者は、T-WATCH メールを、受信した電子メールアドレスから他の電子メールアドレスに転送してはなりません。

第8条（利用者に関する事項の変更）

- 1 利用者は、T-WATCH の提供期間中に申込書又はこれに代わる電磁的記録に記載又は記録した利用者の名称又は氏名、住所、電話番号等の身上事項に変更が生じた場合その他

当社の求めにより通知した事項に変更が生じた場合には、当社に対し、当社の定める方法で速やかに通知しなければなりません。

- 2 前項の規定による通知がなかったことで利用者に損害が生じても、当社は、利用者に対し、一切の責任を負いません。

第 9 条（利用料金の請求時期）

利用約款で定める利用料金の請求時期にかかわらず、T-WATCH の利用料金にかかわる請求は、利用契約の成立後又は T-WATCH の提供期間が延長することが確定した後速やかに行います。ただし、その時点で金額が確定しない利用料金の請求は、確定後速やかに行います。

第 10 条（T-WATCH における利用相当損害金等の取扱い）

T-WATCH データに関して利用約款で定める利用相当損害金又は違約金を計算する必要が生じた場合、その算出の基礎となる利用料金には TSR REPORT（調査基本料：調査依頼・2 か月以内コピー）の定価を用いるものとします。

第 11 条（T-WATCH のリニューアル）

当社は、T-WATCH のサービスを、提供期間の途中においても利用者に予告することなくリニューアル（サービスの追加又は一部のサービスの終了を含みます）をすることができるものとします。リニューアルが行われた場合、その後に提供される T-WATCH のサービスがリニューアル後のものとなることを利用者は了承するものとします。

第 12 条（T-WATCH の廃止）

- 1 当社は、当社のウェブサイトで公表又は利用者に通知することにより、T-WATCH の廃止（全ての利用者に対して全ての T-WATCH のサービスの提供を終了することをいいます）をすることができるものとします。
- 2 前項の規定により T-WATCH の廃止をする場合、TSR REPORT 並びに企業概要情報及びリスクスコアは提供期間内（ただし、第 5 条ただし書きの適用はありません）において継続して提供するものとし、T-WATCH メールは当社が定める日をもって提供を終了します。
- 3 T-WATCH データは、T-WATCH が廃止された場合でも利用約款の規定に基づき利用することができます。
- 4 前各項の規定により T-WATCH を廃止したことで利用者に損害が生じても、当社は、利用者に対し、一切の責任を負いません。

第 13 条（利用者による解約の制限）

利用約款の規定にかかわらず、利用者は、T-WATCH の提供期間の途中で利用契約の解約をすることができません。

以上